

平成28年度

第49回埼玉県景観審議会

平成28年9月12日（月）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 2時00分 開会

○（司会）和田主幹 定刻になりました。

私、本日司会を務めます主幹の和田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りした資料をお持ちいただいていると思いますが、それに加えて本日お配りした資料がございます。事前にお送りした資料といたしましては、配付資料一覧、次第、資料1、資料2、資料3と、資料によっては非常に分厚くなってしまい大変申しわけございません。クリップを取ってしまうとバラバラになってしまうので、大変申しわけございませんが、ご注意いただきたいと思います。また、本日お配りした資料といたしまして、出席者名簿と座席表がございます。ご確認ください。

次に、資料1の追加です。議題2の（1）で使います。禁止地域付近の現地写真がございます。禁止地域の写真が載っているものです。A3版でございます。次に、資料2の追加として、A4版の2枚になっております「埼玉県屋外広告物条例の改正案の概要について」というものと、「屋外広告物の点検制度の概要案」というものです。A4版でそれぞれ1枚ずつになります、計2枚。次に、資料3の追加でございます。朝霞警察署新築工事設計業務のアドバイス案、これはA3版の1枚になります。

以上でございます。皆様よろしいでしょうか。不足等あれば事務局にお申しつけください。

それでは、ただいまから第49回埼玉県景観審議会を開催いたします。

本日は、委員13名のうち9名のご出席をいただいておりますので、埼玉県景観審議会規則により、本日の審議会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、本日欠席の委員は、荒井委員、菅原委員、松本委員、嶋野委員の4名になります。

規則により、これからの進行につきましては、議長である堀内会長をお願いいたします。

○堀内議長 まず、議事を始める前に、本日の議事録に署名をいただく委員を指名させていただきます。今回は山崎委員と恩田委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうかよろしく願いいたします。

傍聴希望者は、今日はありませんね。

それでは、次第に従い議事を進めてまいります。

議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○大和地主査 事務局の田園都市づくり課景観・屋外広告物担当の大和地でございます。4月

からこの担当になりまして、皆様とは初めてであります、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件1、資料1の1ページになりますが、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について説明させていただきます。

恐れ入れますが、着席させていただいて説明させていただきます。

それでは、2ページ目をご覧ください。

埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定でございますが、こちらは、前回の景観審でも諮問させていただいた関越自動車道上里インターチェンジの禁止地域の指定と同様に、今回新たに新設される関越自動車道の寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジに接続するその道路と、その周辺地域を禁止地域に指定しようとするものです。

2ページの口の(38)ですが、今回、市町が3つにまたがります。深谷市と美里町と寄居町です。それぞれ1本の道ですが、市町の境界があるためこのように長くなっています。これだと見づらいので、先ほど追加でお配りいたしました、こちらの写真がついている1枚のものを見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

こちらの写真が、今の現況写真を貼ってあるものでございます。右側の下にAという写真があります。こちらの、上に黄色いAというマークがあると思いますが、こちらからスタートして左側にずっと道が1本に来まして、最後は左端のKというところで1回突き当ります。このKに突き当たった県道の一部のところまでとなります。文言といたしますと長いですが、1つの道をずっと行って県道にぶつかる場所というイメージでございます。こちらの地域の真ん中あたりに寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジができます。今、築造中でございますが、ここを中心にして禁止地域を設定したいということです。

県としての考え方ですが、資料の5ページをお開きください。こちらに禁止地域の指定についての考え方を載せております。1番の概要でございますが、埼玉県景観計画では、特定課題対応区域の圏央道沿線区域において、新たな禁止地域の指定など適切な規制を行うこととしております。また、同計画では、圏央道以北高速道路沿線区域についても特定課題対応区域に位置づけられており、田園景観の保全など特定の景観課題に取り組む必要があるとしております。さらに、埼玉県が策定した田園都市産業ゾーン基本方針では、乱開発抑止重点エリア、インターチェンジから概ね1.5キロメートル以内等について、田園環境との調和・乱開発抑止スキームとして屋外広告物禁止地域の指定が挙げられております。

今般、関越自動車道の寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジを新たに整備することに伴い、産業施設の集積がなされ急速に屋外広告物が増加し、現在の良好な田園景観

が悪化するおそれがあります。そこで、屋外広告物の乱立による田園景観の悪化を防ぐため、寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジに接続する幹線道路及びその沿道を、埼玉県屋外広告物条例の規定に基づく禁止地域に指定しようとするものでございます。

先ほどイメージ図を見ていただきましたように、基本的には寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジへ接続する道路1本と左側の県道のところでございます。こちらを対象とした理由でございますが、5ページの1番下の3番でございます。関越自動車道の寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジ周辺の概ね1.5キロメートルと、真ん中の寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジを基準にいたしまして右側が大体1.3キロメートルぐらいになります。このAの部分までです。左側は、真っすぐ行ったところは県道で1回終わってしまいます。こちらは0.6キロメートルぐらいになります。こちらのエリア全部というイメージでございます。

1枚開いていただいて、6ページをご覧ください。

基本的には全域を指定地域の対象といたしますが、この中で2つ特記事項がございます。1つ目は図をご覧ください。まず左側ですが、IとHの間の産業誘導地区で白く塗ってあります。美里町が産業誘導地区を計画しております。こちらについては、当課へ「圏央道以北地域の産業地誘導に関する基本的考え方」に基づいて開発要望が出ている区域でございます。ここは将来的には産業団地が誘導される予定でございますので、事前に禁止地域から外しておくという考え方でございます。

もう1カ所ありますが、右側、今度はB、Cのあたりですが、こちらにも都市計画法の第34条12号の、条例で決められた特定区域の使い方として、深谷市が既存集落の区域を指定しております。もともとここには既存集落がございますので、既に田園景観がないという状況でございます。ここについてはもう守るべきものはない区域です。この四角いエリアですが、ここについてはもう都市計画法で決まっている状況でございますので、禁止地域から外すということで今回考えております。それ以外は全域禁止地域として指定しておりますので、特に特定事情があつてここを禁止地域から抜いたというところはありません。

こちらの地元市町との関係ですが、深谷市と美里町と寄居町については、この案でかけることについては合意の回答を得ております。

この後のことですが、実は当初は、寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジが10月ぐらいに開通予定ということで動いておりました。ですが、この8月末に予定どおり開通できなくなり平成30年3月になると発表されました。結構長く延びることになっております。本体

は開通いたしません、この接続道路については既存の道路と、新設で今つくっている道路の工事が大体10月末ぐらいに終わる予定だということで地元から聞いております。本体はまだできませんが、既存道路ができてしまいますので、事前に、禁止地域をかける予定で考えています。ただ、禁止地域とする時期につきましては、当初の寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジの開通時期がずれてしまったので、こちらについては再度調整させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○（司会）和田主幹 すみません。ちょっと補足させてください。

前回の審議会、3月に実施した審議会において、この寄居パーキングエリア・スマートインターチェンジの開通が予定されているということを前提に、屋外の専門部会を、開催するかしないかは別として設置しておきましょうということで設置した経緯があると思います。

今回、市町と協議のもと、先ほどの説明のとおり、一部の区間は除きますけれども、ほぼくまなく禁止地域にかけていくということでございますので、堀内会長の了解を得て、部会の皆様にもご了解を得た上で、部会のほうは開催していないということをご承知いただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○堀内議長 ありがとうございます。

私からも補足させていただきますと、昨年度のケースが自治体との関係で例外規定的なことがありまして、この委員会の場でそれをこなすのが非常に困難だと感じたものですから、予防線として、まだ寄居パーキングエリア・スマートチェンジで何が出るかわからなかったもので、そういう経緯になったと思います。ただ、今回はもう全面的に指定ということで、その必要がなくなったと理解しております。どうかよろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

ただいま事務局から説明のあった議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定については、知事から諮問を受けており、当審議会の意見が求められております。これから質問と答申すべき意見、それに分けてお聞きしたいと思います。

まず、事務局からの資料、説明に対する質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

恩田委員。

○恩田委員 2つほどありますが、まず1つ目、資料の6ページ、事前調整ということで関係

市町、3つの自治体と協議して合意の回答があったということですが、これはどうなのでしょう、地域住民レベルでのいろんな意見といたしましうか、あるいはパブリックコメント、そういった形での何か意見を聞くというような機会があったのかどうかというのが1つ目の質問です。

それから、2つ目は、この関係市町で何かこういった景観についてのアンケートはされているのかどうかを調べたのですが、そうしましたら、深谷市で昨年、景観に関するアンケート調査がありまして、その中でやはり市民から景観についていろいろ聞いています。景観を損ねていると感じるものという中に、商業地や幹線道路沿いの屋外の大きな看板や使い捨ての案内標識というのがありました。これが複数回答で一番多いわけではないのですが、22パーセントありました。この辺の使い捨ての案内標識は、どのように制限されているのでしょうか。これは、今日の次の議題の(2)とも関係してきますが。

以上です。

○堀内議長 そうですか。

意見ごとに事務局のご回答をいただきたいと思いますが、今の恩田委員の質問に関連して質問はございますか。よろしいでしょうか。

では、今の恩田委員の関係市町で地域住民レベルでのアンケートをしているとかそういったようなことは、事務局は把握されていますでしょうか。お答えいただければと思います。

○大和地主査 最初の質問の市町の地域住民レベル意見を聞く機会ですが、深谷市に聞いておりますが、市役所では、開通に当たり住民説明会は行っているとのことですが、屋外広告物の禁止地域の指定の意見を聞く機会は特に行っておりませんと聞いております。

それから、もう一つ、使い捨ての案内標識についてですが、屋外広告物の条例にあります、簡易除却制度で、使い捨てレベルの貼り紙とかの財産権がないものは外してもいいという位置付けになっております。そのためには、行政が行う、行政に登録してある団体が行うという位置付けがあります。財産権がないものについては、地元協力で外す体制はつくっており、実際に深谷市では行っております。恩田委員が今言われたレベルが、財産権までの大きな看板になってしまいますと、勝手に動かすわけにはいきません。貼り紙レベルではもう既に行っている事実がございます。

○堀内議長 そういう回答がありましたけれども、恩田委員はよろしいでしょうか。

○恩田委員 ちょっと参考までにといいたしましうか、あと深谷市の市民に聞きましたアンケートの中で、やはり非常に興味深いのは、これからのルール、規制についてあるのですが、看

板や広告物のデザイン、設置場所などのルールをしっかりと決めてもらいたいと。それから、道路や公共施設の形態や色などのデザインのルール、この2つが上位2つで、いわゆる複数回答なのですが、43パーセントと36パーセントで多かったということで、やはり市民の方々の関心も高いなと思いました。ただ、回答した方が1,500人で32パーセントの回収率ですので、それなりの市民の声ということですが、参考までに述べました。

以上です。

○堀内議長 これは、広告、看板についての市民の意見ですね。

○恩田委員 というより一般的な景観についてのアンケート調査です。

○堀内議長 でも今、指摘があったデザインをそろえるとかいうルールというのは、色やデザインというのは、広告、看板についてではなくて。

○恩田委員 それだけに限定したものではなくて、広く景観についての意見ということで、その中で述べているということです。

以上です。

○堀内議長 なるほどね、わかりました。

それでは、ほかにご質問はありませんでしょうか。

なければ、これに反映すべき意見ということで承りたいと思います。いかがでしょうか。

特にないということで、去年の案件に比べると本当に規制が全部かかるということで、特に問題になることはない判断されたことと理解します。

それでは、当審議会としましては、意見がございませんでしたので、意見なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 ご異議ないようでございますので、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定については、埼玉県景観審議会といたしましては意見なしとします。ありがとうございます。

では、次に、議題2に移りたいと思います。

埼玉県屋外広告物条例改正に際しての基本的な考え方について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○大和地主査 それでは、引き続き大和地が説明させていただきます。

資料2の埼玉県屋外広告物条例の改正に際しての基本的な考え方についてですが、こちらは背景がございますので、資料をご覧いただきたいと思います。

まず、資料の35ページと36ページをご覧いただきたいのですが、まず35ページをお開きください。

平成27年2月15日に札幌で、かに本家という店の看板の一部が、左側写真の上でございませうが落ちて、下を歩いている人に当たって重傷を負う事故が起きました。もともと看板は落下するおそれがありますが、この事故が起きたことによって、国が安全管理の徹底を図る方向に動きましました。次の36ページをご覧ください。元々屋外広告物の規制は各県等が条例で規制するのですが、今年の4月28日に国から安全管理徹底のための案の提示がございました

この概要につきましては、42ページですが、見開きになって見づらいところでございますが、こちらがポイントでございます。この2番の改正の概要で、大きく安全管理ということでのこのようなことを入れたらいいのではないかというアドバイスとして出たものでございます。

大きく分けまして、まず(1)で広告物の所有者、占有者、又は管理者は、補修、除却、その他必要な管理の義務があることを明確化にしようということになりました。このことにより、所有者、占有者になると、許可等を受けずに表示、設置された広告物、いわゆる適用除外広告物といい、自分の家等を出してある広告は今許可を得なくていいという運用をしていますが、それについても管理義務とか補修義務とか除却義務とかが必要になるというような解釈になりますので、適用除外となる自家広告物についてもこの安全管理の考え方を適用しようということになります。

次に、(2)でございませうが、義務を課すのはいいのですが、それをどうするのかということございませう、広告物の所有者、占有者は、適切な時期に屋外広告物の専門的知識がある者に点検させる責務があることを明確化にいたします。自分ではどのように点検するかわからないと思いますので、有識者、知識がある方に頼んで点検させる責務があるということ位置付けたということございませう。今まで点検の行い方が任意な対応でやり方もバラバラだったのですが、資格がある方に適正な時期にやってもらうこと、それは許可だけでなくで自家用広告物も含んでしまうという考え方でございませう。

(3)といたしまして、広告物の所有者又は占有者は、許可更新を行う場合には点検結果を知事に提出することを明確化にしました。これは、埼玉県では今、条例ではなくて規則のほうで許可と更新を行う場合には点検結果を提出させていますが、全国的にそのようにすることというようなアドバイスが出たということございませう。中身的には、写真とともに点



検結果の記録を履歴として保存、提出させることを明記という形になっております。

それから3番といたしまして、国が点検をするに当たって、ノウハウがないので屋外広告物の団体に、点検の基準と点検結果の記録様式と、外注するに当たっての委託業務の標準契約書をつくることを依頼してみたいですが、業界がそれを受けて作成したものが参考として提示されております。国から安全管理の徹底についてこのような手法で行ったらどうかということが提示されました。それに基づいて点検基準や点検様式が作成され、提示されている状況でございます。

ただ、これは国からのアドバイスなので、各県等でこれを採用するか、しないかというのは自由でございます。埼玉県では、このような事故が起きたという状況と、最近地震とか台風が起きていますので劣化等が見込まれるため、これはそのまま放置しておくわけにはいかないという考え方で、屋外広告物条例を一部改正してこの内容を追加しようということでございます。

大きなイメージは以上でございます。それでは、それをどのように行っていくかということとございまして、それで追加資料でお配りいたしました埼玉県屋外広告物条例の一部改正案の概要をご覧ください。追加で配った紙の1枚目でございますが、先ほど国からある程度の改正の方針が示されたということを申しましたが、それを受けて埼玉県としてはこのような考え方ですというものです。2番の改正案の主なポイントが埼玉県の条例改正の考え方でございます。

(1)といたしまして、屋外広告物の所有者、又は占有者は、当該屋外広告物の補修、除去、その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持する責務があることを明確にする。(2)といたしまして、屋外広告物の所有者、又は占有者は、許可が必要な屋外広告物だけでなく、許可が不要な屋外広告物についても規則に定める点検基準に基づき点検することを義務付ける。点検は当該広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷について、屋外広告士など専門知識を有する者が行い、その記録を保存しなければならないことを規定する。(3)といたしまして、許可の更新と新規申請を行う者は点検結果を提出しなければならないことを規定する。それを規定した場合、大きなポイントは次の3つでございます。

この内容をどのように行ったらよいかについて今回意見を伺うものです。何も下地が無く委員の皆様にご意見をいただいてもどのように意見を出したらいいか難しいと思いますので、事務局で、このエッセンスを各条文に当てはめるとこのようなイメージになるというものを今回参考として作成いたしました。それに対してこちらの考え方がいいのではないかと

意見が伺えれば、提示した内容を修正することを考えております。ただ、提示したものは案なので、この範囲についてこのようなことを取り入れたらいいのではないかというようなご意見がいただければ、それもまだ追加等も可能でございます。今日はそのようなご意見等をいただきたいのと、この事務局案の方向性や内容が間違っているかどうかということも含めまして、委員の皆様にご意見をいただきたいという内容でございます。

それでは、説明が長くなるため、着席して説明させていただきます。細かい内容につきましては個別に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2ページをご覧ください。カラーのものでございます。こちらの真ん中が埼玉県屋外広告物条例改正のポイントでございます。右側が、改正する条文が第何条ということを示しております。それが何を説明しているかというのが左側でございます。次の3ページが概要でございます。あと8ページが、今の屋外広告物条例の条文の新旧対照表でございます。3ページからが該当する条文の改正の考え方というイメージです。8ページ以降が、これを新旧対照表にした場合このようになるというイメージでございますので、両方を見ていただくとわかりやすいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番目の、役割ごとの責任を明確にするため、屋外広告物所有者と広告物の表示者等の用語の定義を追加ということでございますが、なぜこれを入れたかということでございますが、今の条例の中では記載されている条文の表示の仕方が所有者と明確にわかるような表示になっておりません。広告物を表示し、または提出物件を設置する者という表現で今の条例上はなっております。これでは所有者の中に占有者も含むというようなイメージが湧きません。この表記では管理責任が曖昧ではないかということで、今回、所有者とは何を言う、表示者とは何を言うということと具体的に文言の定義をいたしまして、この言葉がこの後色々な項目に出てくるので、最初に条例で、用語の定義というのが第2条であります。こちらに、この言葉は何を謳うということを入れて、それを引用してほかの条文にも適用するという考え方でございます。

具体的にどのようになるかと申しますと、それが3ページでございます。3ページの第2条ですが、赤く色づけしてある第3項と第4項に追加しております。これが定義ということで、第3項で「この条例で『広告物の所有者等』とは、広告物または提出物件を所有もしくは占有する者、占有しようとする者を含む」ということと、第4項で、「この条例で『広告物の表示者等』とは、広告物の所有者等から依頼を受け広告物を表示し、もしくは提出物件を設置する者、またはこれらを管理する者」ということで、所有・占有という行為と、あと、

それらの者から依頼を受けて広告物を表示や設置や管理をするという行為と、大きく2つに分けられます。それを所有者等と表示者等ということで分けて、この条文に入れることによって明確にするという考え方でございます。

その次の第6条の下のところですが、ここも第2条で定義を入れたので、赤く色づけしたところは、表現を引用したまま直したものでございます。これを入れることによって、所有者等と表示者等を両方とも該当するという位置づけになるということになります。

このような感じで、第6条のように条文の置きかえというのが後のほとんどの条文です。後で複数出てきますので、それについてはまた適宜説明いたします。考え方といたしましては、第2条のところで用語の定義を入れました、それにより、所有者等と表示者等の両方を足すと全ての者が網羅されるという考え方でございます。

それでは、個別の説明になります。次の4ページでございますが、先ほど申しました、今度、広告物の管理ということで、ここが一番重要になってくるところでございますが、まず第1項で、先ほど申しましたように、ここを広告物の所有者等または広告物の表示者等に置きかえることによって、管理責任が全員にあるということになります。それから、除去という文言も今回ここに加えたのが第1項でございます。こちらは、この文言に置きかえることによって全員が対象になるという意味ですが、今回の大きなポイントは、この2項と3項を加えたところが1つです。

これを入れた意味は、現在の所有者等や表示者等は、掲出したものについて何か管理に瑕疵があったときに、誰がどう責任をとるということが民法717条の規定であります。それが適用されるという考え方が一般的なのですが、それを具体的に屋外広告物条例の中で新たに明確に謳ったのが第2項と第3項でございます。こちらの考え方の基本は、民法の規定の考え方をそのまま引用して、基本的にはまず第2項のほうで、「管理に瑕疵があつて他人に損害が生じたときは、その広告物を掲示する占有者は被害者に対して賠償責任を負う」。責任がまず基本的には占有者に行く。ただし、「占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない」ということで、こういう場合は、誰が責任を負うということを明確にしたものでございます。さらに、第3項では、前項の場合において、損害の原因について、他にその責任を負う者がいるときは、所有者等はその者に対して求償権を行使することができるということとしております。基本的にはまず占有者、占有者がきっちりと何か対策をしていた場合には所有者、さらに、それ以外に何か責任が生じた場合には、所有者がその人たちに求償権を行使することができるというような

位置付けを、この基本の考え方は民法なのですが、それをそのまま条例上にあえて謳ったというところが1つでございます。

その次でございますが、第14条の2になります。こちらでございますが、こちらは今の民法の規定を第2項と第3項のところに入れてしまったので、現在この第14条の2が前の第14条第2項、第3項なのですが、これをあえて「広告物の管理」ではなく「広告物の管理者の設置」で外出ししたというイメージでございます。この条文については元々ありましたので、条文が変わったということはなく、第14条第2項、第3項から第14条の2の第1項、第2項に変わったということでございます。こちらは内容についてはそのままスライドというイメージでございます。

それから、次の5ページでございますが、こちらが重要でございます、点検でございます。こちらは新設になります。「広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は提出物件について、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」）が広告物の表示及び提出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に、当該広告物又は提出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。ただし、規則で定める広告物又は提出物件については、この限りでない」ということで、この中で規則が3つ出てくるのですが、条例の内容といたしましては、最初に、点検できる資格者を誰にしましょうかというところが1点でございます。それが屋外広告士と同等の知識を有する者、それから次が規則に定める広告物または提出物件、これも後で規則をご説明いたしますが、屋外広告物という定義になってしまいますと点検対象が全ての広告物になってしまいます。ただし、点検が要らない屋外広告物もあるのではないかという考え方が出てきます。それが、先ほど申しました貼り紙とか貼り札とか紙系のものについては、これはすぐ剥がれてしまって点検が要らないのではないかということがあります。これを含めて全部入れてしまうと、このような軽易なものも点検しなければならないのかという話になってしまいますので、このような軽易なものの点検は要らないということを後から規則で位置付けたということでございます。他には、点検の基準等も定めたということでございます。

第14条の3の第2項でございますが、こちらは先ほど申しました許可または許可の更新の申請を行う場合には、点検の結果を提出しなければならないとしたらいいのではないかと国からアドバイスがあったわけですが、埼玉県ではそのことを既に規則で提出を義務付けて

いました。ただ、それを規則ではなく条例でも提出することを位置付けようというのが第2項でございます。

第15条以降につきましては、先ほど申しましたように文言の修正です。第15条、それから次の第16条、第17条、第18条については、表現を広告物の所有者等、または広告物の表示者等と置きかえることにより、全ての者に対して除去義務があると定めたのが6ページの第15条。それから、措置命令を全ての者に対して行政が行えることにしたものが第17条。それから報告の徴収及び立入検査についても、これも置きかえることによって、全ての者に対して報告の徴収や立入検査ができると位置付けたものが第18条でございます。

条例の改正の内容については、以上でございます。

併せてその次ですが、先ほど申しました、条例を改正するとその実効性について、具体的にどのように行うかを謳った規則改正が必要になってきます。今回規則改正についても事務局で様式等を作成いたしましたので、ご意見をいただければということをお願いしたいと思います。

それでは、今度は規則になります。資料の12ページこちらが概要になります。あと28ページが規則の新旧対照表になりますので、そちらをご覧ください。

規則は、項目は多くはないのですが、中身が多くあります。まず、最初の第10条の3につきましては、これは条文ずれでございまして条文ずれを直しただけなので、こちらについては割愛させていただきます。次に、先ほどの点検について第11条で、条例第14条の3に新設で点検項目を設けました。その中に3つ規則で定めるご説明しましたが、そのうちの1つが点検に定める基準で、これを定めたというのが第1項でございます。これは埼玉県屋外広告物点検基準を定めたものです。これは後で説明させていただきますが、先ほど屋外広告物業界が点検の基準を作成してそれが提示されたと申しました。内容を一番よく知っている業界で作成したものを参考に埼玉県バージョンにアレンジしたものでございます。

先程申しましたが、有資格者の基準でございますが屋外広告士は屋外広告物に特化した資格でございますが、その他にこれと同等以上の知識を有する者ということで、こちらが色々な考え方がありますが、建築士もどうかと検討はしたのですが、埼玉県の考え方は、屋外広告の関係の業務に就けるといって、条例第25条第1項に規定する業務管理者になれる者という資格を謳っています。業務管理者になれる者というのは屋外広告物の知識を持っているということですので、その者を同等な者と認めるというのが1つです。

その他今後、屋外広告物業界が点検士という資格をつくる講習を実施するみたいです。屋

外広告物の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物点検に関する技能講習のようです。ただ、これは技能講習が乱立するおそれがあるので、県のほうでカリキュラムの内容を見させていただきまして、県がふさわしいと思った技能講習を認定するという位置付けです。ですから、どのような内容でもいいというものでなく、県にどんなカリキュラムをやっているかを見せていただきまして、県が認定したものという位置付けの考え方でございますので、「県が認めた」という言葉を入れているのはそういう考えがあります。

3つ目ですが、第3項ですが、先ほど申しましたとおり、全ての屋外広告物を対象としてもしようがないので、点検を要しない広告物の位置付けということで、屋外広告物の用語の定義から引き算で要らないものを抜粋しました。逆に言うと、ここに記載されていない屋外広告物は点検が必要だという考え方になります。点検が要らない屋外広告物といたしまして、貼り紙、貼り札、広告旗、立て看板、その他軽易な広告物と設置が簡易なものというイメージでございます。その他に、建築基準法第88条第1項において準用する建築基準法の第7条第5項、または第7条の2第5項の規定による検査済証の交付ですが、要するにこれは、建築基準法で屋外広告物に対して検査済証を与えているものについては、もう既に検査しているので、点検不要という扱いをしようということでございます。大きな改正項目はこちらの第11条でございます。

あとは、条例の条ずれが起こるのがほとんどでございます。規則改正の大きなところはこの第11条で、その中でもこれからご説明するのが次の第1項に出ています埼玉県屋外広告物点検基準でございます。

点検基準をご説明する前に、76ページをご覧ください。これが今、埼玉県に屋外広告物の許可の更新をする際に提出していただいている内容がこちらの点検書でございます。見ていただいておりますように、簡易なものでございまして、どこまで実効性があるかが疑問でございますので、様式の変更ということで、32ページをご覧ください。比較していただくとわかりますが、真ん中の項目が増えていまして、異常の有無という項目もどのレベルの異常かということで項目が増えております。下段に、誰が所有しているかと、誰が点検を行ったのかということを追加しております。これも今までなかったところでございます。それから表示者等の項目になります。これがこの後に埼玉県の屋外広告物の新規許可と更新許可をしようとするときに提出していただく点検様式でございます。

ベースとなっているものは、先ほど申しました埼玉県屋外広告物点検基準から引用してございます。内容はほとんど屋外広告物業界が作成した基準と同じでございます。その基準案

ですが、15ページをご覧ください。こちらに埼玉県屋外広告物点検基準というタイトルをつけておりますが、基本は屋外広告物業界がつくった屋外広告物の点検のガイドラインを引用しております。これを埼玉県の条例改正の内容にしたものが赤字の部分でございます。作成のベースがあるということになります。

こちらを見るのが大変なので、この概要版を作成いたしました。追加でお配りした資料の2枚目になります。屋外広告物点検書の概要という2枚目のペーパーをご覧ください。この様式は点検の内容をまとめたものでございます。点検対象といたしましては、先ほど申しましたように引き算でございますので、全ての屋外広告物が対象になりますが、貼り紙や貼り札などの軽易なものは除く位置付けにしているというのが1つでございます。

それから、2番目といたしまして点検時期と種別でございますが、これは埼玉県のルールでございます。もしこの後、後発で他県が条例改正を行う場合は違う内容になると思われませんが、あくまで埼玉県の考え方でございます。屋外広告物の新設時は標準点検を実施していただきます。2番の(1)でございますが、打音と触診を行っていただくということです。その後、屋外広告物の許可の最長が3年なので、3年に一度更新申請が提出されるので3年ごとに目視点検をしていただいて、6年経過から15年までの3年ごとについては、目視の上の打音と触診をやっていただくものです。16年以降については大分老朽化されているので、その後は毎年、打音と触診を行っていただくものです。ただし、これから条例を改正するのいつ頃設置したかわからない屋外広告物につきましては、標準点検を行うことを位置付けておりますというのが2番目の考え方でございます。

それから、点検を行う者といたしまして、先ほど申しました条例第14条の3を新設いたしました。条例では掲出物件の所有者もしくは占有する者（以下「広告物の所有者等」）が点検を行うということになります。基本的には掲出物件の設置等をした業者ではなく、掲出物件の所有者もしくは占有する者が点検を行うという所有者責任を問うという位置付けでございます。

それから、点検者の資格といたしまして、条例の改正案では、屋外広告士と同等な知識を有する者といたしまして、屋外広告物の業務主任者になり得る者、それから県が認めた技能講習会修了者が点検できる資格という基準にしております。

5番目といたしまして点検結果の取り扱いでございます。点検者は点検記録を作成します。所有者等は点検記録を保存します。許可または許可の更新時については、点検記録を提出しなければならないという位置付けでございます。点検結果の取り扱いですが、点検結果を作

成してそれを全て提出するという事も考えましたが、今回の考え方は、点検結果は、許可、許可の更新時に提出が必要ですが、それ以外の自家用広告物については自己保存としていただくという位置付けで、点検結果の提出については自家広告物には求めておりません。

最後、6番目の屋外広告物の管理でございますが、こちらは義務規定があることを明確にしたものでございます。広告物の所有者、掲出物件の設置者、これらを管理する者は、補修、除去その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならないと明確にしたものです。屋外広告物又は掲出物件の管理の瑕疵により他人に損害が生じたときは、占有者は被害者に対して賠償する責任を負う。占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。損害の原因についてほかにその責任を負う者があるときは、所有者等はその者に対して求償権を行使することができるということを、先ほど申しました条例第14条の考え方をここで謳っております。この内容を様式にしたものが埼玉県屋外広告物点検基準案でございまして、このベースとなっているのは屋外広告物業界が作成したものでございます。

以上が概略でございます。皆様をお願いしたいのが、これは埼玉県がたたき台として作成したものでございますので、この考え方はおかしいとか、このような規定も追加したほうがいいのではないとか、これは厳しすぎるのではないかというようなご意見がございましたら、それを反映して修正したいと思いますので、ご意見をいただければと思います。よろしくご願いたします。

○堀内議長 事務局の説明は一区切りということで理解しています。

資料が2系統あるわけで、この資料2という分厚いものと本日配られた2枚があつて、本日配られた2枚をベースで進めないと、条文の細かいことをここで検討するという事ではないと私は考えております。あくまでこちらのほうがどちらかという参考であつて、趣旨のことをまず議論してここで諮問するというのが目的だと理解していますけれども、よろしいでしょうか。

ここに見る限り、大事なことは全部この2枚に集約されていると思われまふ。こちらは、それを具体化して事務局のほうで実際実行するとなるとこういうことと、そういう位置付けでよろしいでしょうか。

○大和地主査 埼玉県の案を提出しておりますので、これについてご意見いただければと思います。概要は、こちらのペーパーにまとめてありますので、この考え方についてご意見をいただければと思います。



○堀内議長 では、議事を進めさせていただきます。

まずは、質問と意見に分けて承りたいと思います。

質問がありましたらご発言をよろしくお願いします。

○萩原委員 近年、広告物だけでなく、ビルの壁面が落ちるという事例も非常に多く、そうしますと、必ずしも広告物だけでなくてちょっと怖いというのはあるのですが、これに引き寄せますと、ビルの所有者と、ビルの壁面に広告板か何かをくっつけて広告物を補修するという事業者と、実際に広告を出す方と三者いるというような場合が一番細かい事例かと思うのですが、この場合、ビルの所有者というのは特に視野には入っていないわけですか。

○大和地主査 おっしゃるように、ビルの所有者がビルの一部のどこに設置しているかいうことで、それによって所有者になる場合があります。後付けしたのものについては、その後付けした広告業者が設置していますので、そちらが責任を負うこととなります。それはケース・バイ・ケースでございますが、基本的には設置した人が責任を負うという考え方でございます。ですので、最初から一体になっていれば、一体のビルの所有者という考え方です。

○萩原委員 よろしいですか。ちょっと揉めるかもしれないのですが、要はビルの壁面が空いていて、そこに業者が来てつけさせてくれということでつけて、その事業者さんは募集してつけたといったときに、それが剥がれ落ちてけが人が出たといったときに、第一義的にはつけた事業者さんという考え方で、ただ、その方も、いや、もともとビルの壁面がという抗弁はすることもあるかと思うのですが、そのあたりはいかがなのでしょう。

○大和地主査 それはおっしゃるとおり、最初からついていたのか、後からつけたのか、その辺の事情を確認いたしまして、どちらに責任があるかということですね。あと、これはまた別な話ですが、ビルと一体となって管理している場合の契約等いろいろなビルの管理手法があるので、それはケース・バイ・ケースになります。今回の考え方は、つけた人、最初からついていたのか、後からつけたのかによって、つけた人がやるという考え方になります。

○福島課長 この条例上というか屋外広告物についての所有者は、後付けした方ですね。それが落ちた場合には、一義的には看板の占有者と、その人がちゃんと管理をやっていれば、その看板の所有者が賠償責任を負うと。言われた壁面が弱かったのではないかなとかとなると、その他の理由の求償権を行使することができるという位置付けになってくるのかなと考えているのですけれども、関係はそういう関係かなと思います。

○堀内議長 ほかに質問は。

○岡田委員 ちょっと今の質問に関連してよろしいですか。関連するので。

つけた人という言葉の解釈は、工事で、施工でつけた人ということなののでしょうか。それとも、建物を例えば建てる建主でしょうか。

○福島課長 所有者とっているのは、発注した人です。

○岡田委員 わかりました。

○堀内議長 ほかにご質問はありますか。

○岡田委員 ほかになければ、ちょっといいですか、あと2点よろしいですか。

点検者の資格ということで、今日配られたものの4つ目の部分で、県が認めた技能講習会修了者というのがありますが、これは一般のどなたでも、ちょっと聞き漏らしたかもしれないのですが、例えば一般の民間の建物所有者でも講習を受ければ点検できるのでしょうか。

○大和地主査 この資格は、屋外広告物業界がこれからやろうとしていることなので、業界で講習をやりたい方がたくさんいるらしいのですが、その方たちが全員技能講習を行うという話になってしまいますと、誰でも受けられるというか、生徒は誰でもいいという募集の仕方で行っているみたいなので、基本的には受けるのは誰でもいいのですけれども、ただ、カリキュラムがどういう内容なのかわからないので、講習会の内容を県のほうで判定させていただきますという意味でございます。

○岡田委員 講習会の内容は県で審査するのですが、県が認めた技能講習会の修了者、この修了、言わば講習会を受けられる人というのは何びとでもよろしいのか、それとも屋外広告の施工にかかわる人に限定されるのかとか、その辺はどういう人が、講習会を受けられる資格があるのか。

○大和地主査 これは技能講習会の募集にもよります。基本的には誰でもいいという考え方で

○岡田委員 ということは、建主さんでも構わないということですか。

○大和地主査 そうです。

○岡田委員 そうしないと点検しきれないですね。

○大和地主査 実は、業務管理者になれる資格の中で、1つはこれからの業界が行うものなのですけれど、実はもう一つの資格で自治体講習会受講者というのがこの今回の有資格者に入っております。この自治体講習会受講者は、本当に一般の方が受けています。屋外広告物業界に従事している者ではありません。そのような人でも1日講習を受ければ有資格者になります。そういう意味で誰でも受けてもいいということになります。

○岡田委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一つですけれども、今回のこの条例の改正では、既存の建物は検査済証があればよしということでもいいですか。

○大和地主査 1年以内なら大丈夫ということですか。

○岡田委員 竣工後1年以内は検査済証があればいいと。

そうすると、1年以上経っているものは、原則全ての物件を点検するということですか。

○大和地主査 そうです。免除規定がなくなったという考え方でございます。

○岡田委員 大変ですね。でも、やらざるを得ないでしょうね。

わかりました。ひとまず。

○堀内議長 今のことで、私も続けて確認ですが、新設というか1年以内のものであればいいと。設置後3年ごとに基本的にはやって、そして16年経過をすると毎年と、何か車検みたいなものですよね。

○大和地主査 イメージはそうです。

○堀内議長 ほかに、まずご質問はありますか。意見は次で承ります。

○伊藤委員 点検基準案の、16ページですが、その8に、「点検者とは埼玉県屋外広告物条例第14条の3に基づき点検を行う者」というのがあるのですが、この屋外広告物条例14条の3というのは、これから作ることになるわけですよね。

○大和地主査 そうです。

○伊藤委員 今ここに添付していただいている条例を見ると、第14条の3ってないですよね。

○大和地主査 第14条の3の点検のところについては、新旧対照表に載っています。

○伊藤委員 どのページですか。どこを見ればいいのですか。

○福島課長 5ページです。

○大和地主査 あと9ページの左端のところですか。新旧対照表の新設になります。

○伊藤委員 9ページにあるのですか。

○大和地主査 はい、9ページの左端にあります。こちらに新たに追加というイメージでございませぬ。

○伊藤委員 わかりました。下のほうですか。

○大和地主査 今、言われたとおりでございます。これから新たに新設するものでございます。

○伊藤委員 わかりました。

○堀内議長 ほかに質問はございませんでしょうか。

○萩原委員 すみません。除却義務があるものですが、よくあるのは、もう所有権を放棄して、

誰が持っているかわからない場合があるかと思います。結局、行政代執行の話になってくると思うのですが、その手続というのは、屋外広告物法というよりは危険な建築物ということで建築基準法のルートに持っていくのでしょうか。

○大和地主査 おっしゃるとおり、屋外広告物の種類で、屋外広告物法の位置付けする広告媒体であれば、屋外広告物法で除去ということはありますが、違う法律の位置付けの建物になってしまいますと、そちらの法律で対応というイメージでございます。

○福島課長 ですから、広告に関してだけであれば、屋外広告物条例でいう除却命令とかそういうものの手続になるということになります。

○萩原委員 行政代執行まで持っていくという手続は、空き家と同じで結構大変ですよ。というと、普通の人の方がもう危なくてしょうがないのだけれどもと、駆け込んだときに、どれぐらい速やかに手続がとれるのかというのはどうなのでしょう。

○大和地主査 除去義務ですが、今おっしゃったように、実は権限を市町村に移譲してしまい今、県の担当地域はほとんどない状況です。県の担当エリアは今5市町しかありません。それ以外は各市町村が行うことになっているので、その市町村の対応によって時間とか内容が違うということになります。除去義務のベースになる条文はあります。除去を行わせるという条文はあるのですが、それをどのように行わせるかは地元の市町村次第ということになってしまいます。

○福島課長 補足ですけれども、今の条例でも除却命令とかそういう手続はできますが、実態としてなかなか進んでいないというのはありますので、その辺は懸念ではあるところではございます。

○大和地主査 条例の最初に文言で所有者等と表示者等と入れているので、今まで誰に対して除去命令を行ったらいいかというのが曖昧だったのですが、除去命令を所有者等々、全ての人に対してできるように位置付けたというのが今回の大きな改正でございます。今、委員がおっしゃったように、誰に行ったらいいのとか今の条文では曖昧になっています。今度は明確に全ての人に除去命令をできると位置づけております。除去という条文を対象者を示す言葉に置きかえておりますので、対象者が明確になったということです。

○堀内議長 ほかによろしいでしょうか。

○岡田委員 もう1つだけちょっと重要なことを、すみません。

不具合が確認された場合には、いついつまでに直さなければならないとか、そういう何か、何というかな、事後処理の期間の設定というのは今考えられているのでしょうか。

○大和地主査 許可の必要なものについては更新時に点検結果が提出されますので、その内容について修繕が必要と書いていたら、それを修繕しておいてくださいとアドバイスできます。自家用広告物については、点検の結果は本人しかわからないので、本人がいかに行うかになってしまいます。なので、行政からは指導ができなく、いかに本人が行うかという状況です。

こちらでわかるのは、個別訪問検査に入ることが職権でできると位置付けてあります。その際に点検結果を見せていただき、見た結果、修繕が必要だと書いてあるではないかと。これについては、修繕を行ってくださいという言い方はできます。また、パトロールを行い危ない屋外広告物があった場合に、この点検結果を見せてくださいと確認し、点検を行っているか、行っていないかというのはわかります。点検を行った結果、自分で危ないと認識していれば修繕を行ってくださいと言うことはできるのですが、そうでない場合は、本人の対応次第という、行政としては把握できない状況になっています。

○岡田委員 やはり技能講習会でその辺の縛りはある程度勧告というか目安を言うのですか。やっぱり速やかというしかないのかな。

○柴田委員 そうですね、逆に例えば30日以内とか区切ってしまうと、かえって、30日ならいいと思うのですが、間に合わないとか、31日目ではだめなのかとか、逆に2日後に落下しているとかありますので、そこに「速やかに」という文言を入れるのだったらいいと思いますけれども、明確な期日は入れなくてもいいのかなと思います。

○岡田委員 そうですね、わかりました。

あと、本日、ざっと資料を見た状態なので、漏れがあるかもしれないのですが、修繕した内容についての報告欄というのはどこかに設けられているのでしょうか。チェック項目はさっきご説明いただいたのですが、自らが保管する書類の中にどのように修繕したかという書き込む欄というものはあるのでしょうか。

○大和地主査 申し訳ございません。先ほど省略してしまいました。点検基準書の中に様式欄がございます、この中に写真も貼りつけるような様式になっております。提出する様式は点検結果をまとめたものが1枚のイメージです。保存するものについては、写真を貼りつけたもので詳細保存になります。写真を撮影し保存するというイメージになります。

○岡田委員 それは何ページでしょうか。

○大和地主査 点検基準書の15ページ以降に様式があります。その様式を見ていただきますと、写真を貼りつける様式が出てきます。

○岡田委員 検査したときの状態の写真ですね。

○大和地主査　そうです。

○岡田委員　ということは、そこでひびが入っている写真が添付されるわけですね。

○大和地主査　そうです。

○岡田委員　それを直した後の報告記録はどうするかという質問なのですが。

○大和地主査　それは一切求めない考え方です。あくまで自己保存、自己修繕、自己管理という考え方です。

○岡田委員　何か事故があったときは、それはもう自己責任ということですか。修理したものを記録しておかなかったのは自分たちがいけませんよと。そういうことはやはり技能講習会で周知しないといけないのかな。そうすると大変ですね、これだと、かなり技能講習会の重みを感じ取れます。

　　以上です。ありがとうございます。

○堀内議長　では、意見のほうを承りたいのですが、ちょっと議事の進行上、言い忘れたことがあって補足しますと、埼玉県屋外広告物条例改正に際しての基本的な考え方については、知事からの諮問を受けており、当審議会の意見が求められておりますので、ご質問と答申すべきご意見に分けてお聞きしたいと思います。

　　これから答申すべきご意見がございましたら、ご発言いただきたいと思います。では、よろしくお願いします。

　　加藤委員。

○加藤委員　国からこういう案が出て、いち早く取り組まれているということに関しては、非常に先駆的な事例なので、ぜひ頑張っていたきたいというのがまず1点です。その際、今、岡田委員からも話がありましたけれども、やっぱりこれをどのように周知して早く浸透させていくかということが非常に大事だと思います。技能講習会ももちろんですし、広告組合ですとか連合会ですとか、そういうところとの連携、それから、例えば今、県の屋外広告物のホームページを見ると、まず禁止の区域の一覧が、バーっと出てきて非常にわかりづらい。必要な情報を探すのが大変だということがあります。なので、設置者はやっぱりどういう義務があって、どういう手順でという、例えばフローチャートのようなものがまず先にあってとか、やっぱり企業さんだけではなくて民間のオーナーさんとか、あるいは現場の看板屋が見てもすぐ何に取り組めばいいか、どういうところが重要なのかというのがわかるような体制づくりもあわせて、これの運用にぜひ力を入れていただきたいなと思います。

　　以上です。

○堀内議長 今のご発言は意見として承ります。

ほかに。今、加藤委員の意見に関連した意見はありますか。

岡田委員。

○岡田委員 やはり周知が非常に重要だなということで、できれば紙ベースで、それこそ役所の発行している広報紙、あるいは独自のチラシをわかりやすい形で、できるだけ駅の周辺とか、「あなた、点検は済みましたか」とか、少し、ちょっと何かハッとするようなキャッチフレーズで、一度は誰もが手に持って確認しなきゃいけないぞというようなぐらまで鬼気迫るようなパンフレットをぜひ、ペラ1枚でもいいので作成いただいて、要所々々に設置いただくことが非常に重要なと。新しい取り組みが始まりますというと、とかく一般の方々には自分のことというふうには認識されませんので、かなり今日駅からこっちへ来るまでにも看板があちこちについていますから、いや本当にこれ人ごとじゃないなというところがありますので、ぜひ周知の工夫と積極的な周知をお願いしたいと思います。

○堀内議長 今いただいた意見は、このような条例ができたとして、それをいかに一般の人、看板を所有している人、管理する人はおびたしい数があるわけで、そこに伝わらなければ意味ないわけでして、いかに周知を徹底させていくかと。具体的なアイデアが岡田委員から出ました。これは意見として記録させていただきます。後でまとめて再度振り返ります。

ほかに意見は。

柴田委員。

○柴田委員 まず1点は、文言のところ、先ほどから質問で所有者、表示者、占有者というところで、ちょっとわかりづらいのかなと感じました。せっかく所有者と表示者は規定がきちんと追加されましたが、占有者という部分についても明らかにされたほうがいいのかなど。先ほどの萩原委員の話のとき、結局、所有者、占有者、表示者、私は携わっているので、その場合は個別に説明はつくのですが、入れたほうがいいのかというのが1点意見でございます。

それから、全般的なことに関しまして、私も屋外広告士でもありますし、(一社)日本屋外広告業団体連合会、屋外広告業の全国組織のほうでも理事、県のほうでは専務理事をやらせていただいている立場として、埼玉県が全国に先駆けてこのような条例改正を進めていただいたことについて、本当に感謝を申し上げたい、業界全体を代表して感謝を申し上げたいというのが、一番この話が来たときに思ったことです。というのは、今回のポイントでも書かれていますとおり、責任の所在を明確にしたと、これは物凄く画期的なことで、我々業界

団体が何十年にもわたってそのところをはっきりして、看板屋に言ってくるのではなくて持ち主に言ってほしい。例えば4、5年前にやった色のこととかも、明度と彩度についていろいろ議論がなされたと思うのですが、我々は守るつもりではあるのですが、所有者や占有者が「いや、そんなことは知らないよ」と、大きさだってもっと大きくということで随分と悩まされて、本当に我々の悲願が1つかなえられたのかなと思って、大変ありがたいなと思っております。

先ほど岡田委員、それから加藤委員からもお話があったように、これを周知徹底というところで、もう既に業界団体のほうではビルオーナーさん向けのリーフレットですとか作って、去年は熊谷の駅前で、去年は蕨で行って、今年は川越で11月頃に周知を行う予定になっております。一生懸命我々も業界団体として周知についてお手伝いしていこうと思っておりますので、県でも公費を使ってたくさんのパンフレットを配布していただけたらなと思っております。

それから、技能講習会、こちらもう既に第1回は7月に行われておりまして、この内容はとてもハードで朝から夕方までみっちり3日間丸々やります。最後に修了試験もしっかりと行われて、合格しないと修了資格にはならない、今行われている講習会はそういう形になっています。これは、他の団体とかでも出てきておりますので、多分似たようなものになるのではないかなと思いますが、皆様のご懸念の、ただ何でもない人がパッと来て1日受けて、はいオーケーとなるようなものでないことは申し添えておきたいなと思っております。

業界としては本当にありがたいこと、そしてさらにビジネスチャンスでもございますので、しっかりと世間からの信頼も受けながらビジネスチャンスも広げていきたいと考えておりますので、本当に真剣に取り組んでおりますことも申し添えて、意見とさせていただきます。

以上です。

○堀内議長 今のご発言から新たに提示された意見としては、占有者の定義をはっきりさせると。私も、見ていて突然、占有者が出てきているのですよね。私、知らないのですが、ちょっとその辺を事務局から説明していただければと思うのですけれども。

○大和地主査 占有というのはその言葉どおりなのですが、その物件を自由に使用できる権利がある人です。持っているという意味でなくて自由に使用できる人というのを占有という、法律の言葉はそうなのですけれども、意味合的には、例えば、看板をビルのオーナーがつけました、それを借りている人というのは占有というイメージです

○堀内議長 テナントという感じですか。



○大和地主査 そういうイメージです。それを自由に使ってもいいという権利を持っている人。

○堀内議長 なるほどね。金銭的な契約において、それを自由に設置していいという人ですね。

○大和地主査 所有者は持っている人なので、占有はそれを自由に使える人。

○岡田委員 表示者というのは。

○大和地主査 表示者は作業寄りというか、その看板を出す人。設置する人です。大きく分けると所有、持っている人と、それを自由に使っていていい人と、もう一つが看板をつくるとか設置するという業務に携わる人です。表示者はそちらでございます。

○堀内議長 表示者もちょっと専門用語なのですかね。わかりにくいですね。

○大和地主査 表示者もわかりづらいですか。

○堀内議長 柴田委員の発言にあったことを私なりに解釈したのが、今まで事故があったときに、もう何年もたっていたのにそれについて表示者が悪かったと。でも、9年たったらもうそれは表示者の責任じゃなくてオーナーの責任であると。オーナーが、だから占有者が多いのかな。

○大和地主査 オーナーが多いと思います。

○堀内議長 オーナーという言葉はなかったですよ。

○大和地主査 所有者といいますか。

○堀内議長 所有者ですね。所有者でビルなんかの場合は占有者がテナント入るたびに更新する。でも、フレームとアクリルの部分というので分かれてアクリルの部分だけで、フレームの部分がビルに、オーナーに属するとかそういう関係にはなりますよね。

非常に考えてみると複雑なことで、これはやっぱり絵を描いて、人の顔を描いて、これはテナントでとか、そういった何かイメージがあるとわかりやすい感じがするね。

まだなかなかここでも理解できないマターだということで、今の柴田委員の占有者に限らず、だから責任の所在がどこにあるかということを確認にする、条文と照らし合わせるための用語の定義を文章的にもきちんと表記すると、そういうご意見だと。

ちょっと拡大しまして、そういうことでいかがでしょうか。

これに関して追加のご意見はありますでしょうか。

岡田委員。

○岡田委員 やはり言葉の難しさがあるので、一般の方がどう理解するかというと、ペラ1枚のパンフレットですか、そこにやっぱり模式的にポンチ絵とかで、ここがあなたに該当しますよというのがわかりやすい表示をぜひ、言葉だけに限らずに図式的にポンチ絵というの

ですか、ビジュアルにわかるような形を、ぜひ県と業界と連携して話し合っ、ある意味共通の何かパンフレットを制作されると齟齬がなくていいのかなと思いました。

○堀内議長 恩田委員。

○恩田委員 私は公募委員ですから、一般の県民の目線で意見を言わせていただきますが、今、業界の関連の方々に周知徹底ということを言われましたが、これは県民コメントを求めますね。パブリックコメントですね。このときに、やはりわかりやすく一般の県民の方々に、なぜ今回この条例の改正が必要なのかですよね。その辺のところを、札幌の事故ですか、それを踏まえてなんですが、わかりやすく聞いていただきたいというのが1つあります。

これは意見ではなくて質問になるのですが、具体的にどういった項目を今考えておられるのかということです。かなり回収率も低くなりますので聞き方によってアップしていきますので、その点のところを踏まえてお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの占有者と、それからその他の表示者、いろいろとありました。その定義なども踏まえて、県民の方にはわかりやすく聞かれたほうがよろしいかと思いますが。

以上です。

○堀内議長 ちょっと質問の部分が、もう一回ちょっと要点を。質問じゃない、意見の部分。

○恩田委員 意見ですね。意見は、パブリックコメントを行うときに、県民の皆さん方に、なぜ今回こういう条例の改正が必要なのかというのをわかりやすく聞いていただきたいというのが意見です。

そして質問は、具体的にどういった内容でされるのかということなのですが、今の時点で考えているのであれば、このスケジュールからいいますと10月の中旬から1カ月程度ということとされるみたいですけれども、大概こういうパブコメを行いますと回収率が非常に低いものですから、全県民の意見を吸収するというのはなかなか難しいのですが、これはもう市レベルのアンケートと違いますので、東部、西部、幾つか分けてやられるかと思うのですが、その点のところも含めてなんですが、意見と質問ということです。

○堀内議長 わかりました。ただ、今、抽出していただいたとおり、なぜ条例改正をするのかと。きょうの説明は札幌の事故を受けてという話だったのですが、それでは不十分だという含みでしょうか。

○恩田委員 それもありますけれども。要するに、県民の皆さん方にわかりやすく、なぜ今こういう改正が必要なのかというのは、アンケートの前段のところに触れていただきたいというのが意見です。

○堀内議長 確かに事故があると何か動くというパターンがありますが、もうちょっと大きな枠組みで問題提起できたほうがという思いかと私は受けとめております。

ほかにご意見はありませんでしょうか。

萩原さん。

○萩原委員 この広告物は当然、営利、非営利かわからないわけですから、いわゆる行政も入るわけです。ですから、市町村の公共施設の掲示とか結構危ないのがあります。市町村はこういうのが流れても自分のところは関係ないと思っているところが結構ありますので、これ議事録から外していただいて結構なのですが、行政の建物もしっかり入るということで徹底いただきたいと思います。

○堀内議長 現実、今そういう記述はあえてないけれども、所有者が自治体なり県なりということですよ。だから、県は該当すると考えてよいかと思います。ありがとうございました。

ほかのご意見はありますか。

加藤委員。

○加藤委員 先ほどの柴田委員のお話にありました日広連さんでつくられているパンフレットというのが、どういうことを守らなきゃいけないかというのと、それから「まちとつながるサイン」ですか、こういうふうにつくっていくのがいいですよという応用編のも別冊でまっています。すごく内容も専門的かつわかりやすいですし、すごくいいなと思って見ていると、埼玉県ホームページでは残念ながら一番下に行かないとその情報にたどり着きません。まず、これを読んでくださいみたいなのが、そこもやっぱり上に出てきたほうが、ああ、こういうことなのかという理解にもつながるので、ぜひやっぱりそういう連携して資料、蓄積の活用ですとか、そういうところに注力をいただければと思います。

以上です。

○堀内議長 ちょっと待ってください。どういうふうにまとめたらいいでしょうか。

○加藤委員 先ほどの補足になってしまうのですが、やはり業界団体との連携をしっかり果たして周知を徹底してほしいということです。

○堀内議長 それでよろしいでしょうか。

○加藤委員 はい。

○堀内議長 わかりました。

ほかにありますか。

大分時間もかかりましたので、ほかにご意見がないようなら、ちょっとまとめに入りたい

と思います。

幾つかご意見がございましたが、出されたご意見の中では、埼玉県屋外広告物条例改正に際しての基本的な考え方に、特に修正すべきご意見はなかったと私は考えます。

ただ、幾つか出た意見は、基本的な考え方はオーケーという上で、こうしたほうがよりい  
いだろうと、こういうことが必要であろうという趣旨のご意見だったと理解します。

したがって、これは附帯意見ということでまとめたいと考えますが、いかがでしょうか。  
よろしいですか。

それをまた事務局のほうでまとめていただいて、委員でチェックしていただきますけれど  
も、今日出た意見を私なりに簡単に整理しますと、まずは、周知が非常に重要である、した  
がってパンフレット等、周知の工夫を行う。ホームページというご指摘もありました。あと  
は、あらゆる局面でそういったことを言ってほしいという柴田委員の意見もありました。そ  
れが1つ。

そして、今、加藤委員からあった業界団体との連携ということも、ある意味これを周知徹  
底する上で業界の力も必要だということで、加藤委員の今の意見は、周知徹底の中に入れさ  
せていただくといいのではないかなと考えております。

そして、もう一つは柴田委員から出た、用語の定義がこれでいいのかと。これが専門家か  
ら出たというのは非常に意味深いことで、多分、非常にわかりにくいと一般の方はなおわか  
らないこととございますので、わからないということ踏まえた上でそういう、まず用語を  
提起して、そうすると責任の所在を明らかにする上で非常にわかりやすい表示ができるの  
ではないかと。それも用語による、文章による表記だけでは限界があるので、図入りのそう  
いう、岡田委員はイラスト等を使った表現があると望ましいと。そういったことでいかが  
でしょうか。

あとは、恩田委員からあった、なぜ条例改正をするかという基本的な理念が提示されると  
いいのではないかとということで、事故があったから条例改正というのはわかりやすい話な  
のですが、残るものですから、そういう理念、当然わかっていることなのですが、これは文章  
としてその辺をまとめていただけるといいのではないかと。

ほかにありましたか。ちょっと書き落としているかもしれない。行政の建物の件は問題な  
しということで私は考えております。

以上で大きくまとめると3つの附帯意見ということで、最終的には事務局のほうでまとめ  
ていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○堀内議長 では、異議がないようでございますので、埼玉県屋外広告物条例改正に際しての基本的な考え方は、埼玉県景観審議会としましては適当と認めるということにして、そして、今、概略をまとめました3つの項目を附帯意見とさせていただきます。

以上で2つ目の議題を終わりいたします。

○大和地主査 1点すみません。

それでは、今、附帯意見が出ましたことで、この後のことですが、先ほど述べましたように県民コメントを予定していきまして、このベースになる文言を県の法規担当と県民コメントにかけるような形でちょっと修正いたしまして、イメージ的には10月の中旬ぐらい1カ月程度を予定しております。それで、その後ですけれども、2月に議会があるのですが、そちらのほうに議案を提出できればというようなイメージで動いておりますので、ご報告させていただきます。

○堀内議長 よろしく申し上げます。

次の報告事項に入る前に、少し、休憩をとりたいと思います。

午後 3時31分 休憩

午後 3時35分 再開

○堀内議長 では、再開します。

報告事項1、公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、公共事業景観形成専門部会の部会長である岡田委員からアドバイス案についてご説明をお願いいたします。

○岡田委員 事前に送付された資料について、事務局からの説明があればお願いします。

○岡松主査 田園都市づくり課の岡松でございます。

お配りした資料3について簡単にご説明させていただきます。着座して説明いたします。

資料3をお開きください。

報告事項「埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて」でございます。専門家アドバイスは、県の公共事業景観形成指針の運用システムの一つです。先日、公共事業景観形成専門部会がアドバイス案を取りまとめたので、その内容を本日報告するものでございます。

対象事業は朝霞警察署新築工事設計業務の基本設計段階で、業務の担当課は県都市整備部営繕課になります。県警本部から執行委任された業務でございます。

専門部会を既に行っていただきまして、日時は8月18日の午後、5名の委員にご出席いただきました。建設予定地をご視察いただいた後、アドバイスをご検討いただきました。

以上になります。

○岡田委員 ありがとうございます。

それでは、私から、現地の状況とアドバイスの内容についてご報告させていただきます。

現地を視察した当日、残念ながら激しい雨に見舞われて、大変湿度の高い中で歩いてまいりました。今回の案件は朝霞警察署という施設で、警察だったら単に箱が建っていればそれでいいじゃないかという認識で当初はおりましたが、いろいろと私、事例を調べてみました。

本日お越しの皆様も、警察署のデザインって何だと、ちょっとふと思う方もいらっしゃるのではないかなと。ここ最近の建てかえ等の新しい庁舎は、随分周辺に見られることを意識したデザインのものが出てきています。昭和の高度経済成長期に、あるいは戦後すぐに建設された警察署というのは、殺風景なファサードのものが多いのですが、最近は随分地域性をデザインモチーフにして、例えば京都府の南警察署では京都の町屋の連子をイメージさせるようなルーバーを施されており、九州の鹿島市の警察署も、ご覧のように4面あちこちから見られることを意識した、非常に方向性がわかりやすいデザインが施されております。北のほうの福島の警察署は、夜が暗いので、少しガラスから木漏れ日をうまく演出するという、そういった夜の配慮事項なんかも工夫されるようになってきています。歴史的な町並みでは屋根勾配を既存の歴史的建築物の勾配とうまく合わせたような形で、デザインコードをうまく引き込んでいる警察署もあります。やはり警察署といえども、地域に開かれたデザインというのが随分最近は配慮されてきたということで、少し見方が変わりました。

埼玉県内の先行事例といたしましては、こういった非常にフレーミングで建築の壁面をかたどって、単調な壁面にならないように垂直方向に軸をデザインして、それなりに見られることを意識したデザインになっております。これも非常におもしろくて、裏側がお尻を向けたような形になっておらず、2階部分は採光を非常に意識して正面のデザインと同じモチーフがそのまま引き込まれていて、さらには、ここはおそらく検死室とか霊安所になっていると思いますが、そんなことが外から見ても何となくわかるような、非常に機能がわかりやすいデザインだなというふうに思いました。

今回、案件が朝霞警察署ということになります。朝霞市は景観計画を独自に策定しており

まして、今ご覧いただいているのは景観ゾーニング図になります。市域全体に景観計画が設定されまして、ゾーンごとにテーマを考えられております。大きく3つのゾーンがあります。緑色で示されているのが「水と緑を活かすゾーン」、水色が「安全で快適な住まいゾーン」、オレンジ色が「商業にぎわいゾーン」ということで、駅周辺が主に設定されているのが商業にぎわいゾーンとなります。

今回、案件の敷地が朝霞市の最南端になります。特徴は、国道254号と、あと朝霞駅のほうに向かう県道105号線、このクロスするコーナーの部分が対象敷地になっています。この周辺をいろいろ視察いたしますと、まずこの県道105号線が非常に興味深かったです。後でまた写真をご覧いただきますが、まず朝霞駅を降りてから朝霞市役所を左折して、ずっと進んでくるとこの敷地に入ると。その間は非常に見事なケヤキ並木が育っております。さらに、そのケヤキ並木の両側、さらには奥まったところは、ご覧のように青葉台公園とか朝霞の森、これ非常に冒険の森で、珍しいいろんな画期的な取り組みができる森だそうですが、さらに朝霞中央公園ということで陸上競技場とか野球場、とにかく緑が鬱蒼と生い茂る場所になります。さらに、そのケヤキ並木がずっと南方向にもつながっていて、今回特筆すべきは、この105号線沿いの自衛隊の敷地に今度の東京オリンピックのときの射撃競技場を設けるということですので、かなりこの105号線というのは重要な骨格になっているということがわかりました。

それと、国道254号は非常に狭い歩道になっていて、後で写真をご覧いただきますが、歩道が大分いじめられている一方で、道路のほうは非常に交通量の激しい、そういう状況になっています。人の動線、車の動線、非常に激しいところのコーナーの部分、これが今回の警察署の敷地ということになります。

さらにこの敷地の中をご覧いただきます。これはお手元の資料と共通するものでございますが、今ご紹介した方位がこれ同じですね、東西に国道254号、南北に県道105号線が通ってしまして、一番中心部になる庁舎棟というのがこの部分、4階建てで配置されます。それで、ちょっと現地の写真をお見せしないとなかなか臨場感が湧かないと思いますので、お示ししていきたいと思います。

まず、これは敷地の中からちょうど県道105号線と国道254号が交差する交差点の方向を見えています。ここが警察署の中のエントランスになる部分です。そこのちょうど上のところに歩道橋がかかっています、ここから敷地が非常によく見えるということで、上がってきました。これが、歩道橋に上がったところから敷地を見下ろした状況です。グラウンドレベル

で見るとこのような形で、全く今は敷地内から敷地外の見通しがきかないというようなことで、外側はどういう状況かという、対岸側はご覧のように非常にちょっと殺風景な状況になっております。あまり特徴らしい特徴はないというような状況です。

そうはいいながらも、ずっとこの国道254号に目をはわせていくと、やはり街路樹が非常に整然と立ち並んでいて、これが1つの景観軸を形成しているのかなというふうに思います。

それと、こちらは県道105号線のほうになります。朝霞駐屯地のオリンピックの射撃競技場のほうに向かうケヤキ並木です。敷地の前面のところは桜の街路樹がかなり育ってしまっていて、春には大変ここは桜の色が彩る、そんないい出入り口部分になるのかなという気がしております。

今度、階段を下りて今の場所をグラウンドレベルから見ると、ご覧のようになっていて、歩道が2車線になっております。非常に幅員の広い歩道になっていて、東京オリンピック開催に際しては、ここを皆さん往復して射撃場まで行き来するというような中心的な道路になるようです。車から見ると、ご覧のように非常にケヤキ並木がよく育っているというのがわかります。これが今度は逆方向を見た形です。いかにこのケヤキ並木が連続しているかというのがおわかりいただけるかと思います。さらに、ここをずっと突き進んでいくと朝霞駅になっていて、その途中途中で野球場だとか陸上競技場、あるいは朝霞の森なんていう緑地が鬱蒼とある、非常に緑豊かな街路景観になっております。

再び敷地のほうに戻ってきまして、隣接する建物はこちら自衛隊の官舎になっています。基調色を使っています、非常に落ち着いた感じですが、今度は敷地の東側のところの隣接する施設、国税庁の公的な施設です。ブラウン系の色を用いていて、それほど緑の風景を損なうような状態ではないというのが現状です。その警察署の敷地と税務大学校との間には、ご覧のように道1本あって、ここで行き止まりになっており、ほとんどここは人の行き来がない状況でした。いわゆる敷地の裏側というような位置づけになると思います。

今度は自衛隊の先ほどの官舎から国道254号沿いの歩道を見ていただいています。非常に歩行者が苦勞して歩いているというのがわかると思います。ちょうど雨だったので、行き交う人が通りすぎると傘と傘がぶつかるぐらいの狭さになっています。ただ、今回この警察署の敷地のセットバックで歩道を広げるということは特になんということでした。あと、ガードレールについては、かなりここは緑を大切にしているなということが見てとれますが、地被植物をこのメッシュ上のフェンスで育てていて、これをフェンス代わりにしているというようなことで、緑の連続性をかなり意識しているという状況です。



こちらが再び中央エントランスの部分、人が歩いてアプローチするときにはここが中心になってくるといような状況です。それを今度は交差点の対岸側から見たときに、現状こういような状況になっていますが、ここを中心的な入り口にするとこのことです。

それで、この県道105号線沿いは、朝霞駅からさまざまな公共施設、運動場、野球場、さらに朝霞の森というよな、そういった鬱蒼とした緑をトンネルのようにくぐり抜けて、ひいてはオリンピックの射撃場のほうに歩いていくという、非常にここはある意味シンボリックな道路になるということと、あとはこれだけの交通量が見込まれる県道になっていますので、非常に四方から見られる、そういった敷地の特徴でございました。

そんなことで、私、千葉市の建築審査会の委員をやっているもので、たまたま建築審査会へ行ったときに、非常に何かこの敷地って朝霞の警察署の敷地とロケーションが似ているなと思って、思わず写真を撮ってしまったのですが、やはりここが朝霞市役所の敷地でいくと、ここが国道254号で、こちら側が県道105号線というよなところで、やはり双方向から見られることの意識というのが結構デザイン上重要なのかなという気がした次第でございます。やはり街路樹があって、この街路樹の隙間からごらんのよに建築物のファサードが見えるというよなことで、以上、現地視察した結果、冒頭で申し上げた加藤委員、菅原委員、堀内会長、山崎委員で、合計5名の中でアドバイス案を組み立てました。それが、本日お配りした資料になります。

○岡田委員 まず、アドバイスの共通項として大きく2つほど趣旨文がございます。左上のところの①、②になります。

1番、まず今、皆さんご覧になったよに、周辺は緑が多い地区であるので、街頭の植栽、つまりこの計画敷地の中で手を入れる植栽、これは、敷地外の街路樹と一体的なものと考え設計することが望ましいという、これがまず1点です。

そして、2つ目として、庁舎や色彩、施設をデザイン的に関連づけて、周辺の町並みとの連続性に留意して外観の素材や色彩を決めるとよいと。まず、敷地内の施設群ですが、庁舎棟と、あとは車庫・倉庫棟というのがあるわけです。さらに、既存大学の車庫というのがあるわけです。これらそれぞれが独立したデザイン、色彩ということではなくて、デザイン上何らかの関連づけを持って一体的な調和性を演出すべきだということです。それと、周辺には自衛隊宿舎や税務大学校がありますので、敷地内だけではなくて、周辺の施設の関連づけも十分にくんでいただきたいというのが2つ目の方針になります。

こういった大項目に対して、個別的なアドバイス事項が右側半分に整理してございます。

まず、外構の植栽に関するアドバイスです。先ほどご覧いただいたように、非常に緑の景観が基軸となっている地域でございました。したがって、1つ目のアドバイス事項として、地区の特性を踏まえた緑地の確保ということで、当該敷地は朝霞市景観計画の「商業にぎわいゾーン」と「安全で快適な住まいゾーン」にまたがっておりますが、この地区の特性を踏まえて、同計画の「水と緑を活かすゾーン」に準じた緑地の確保を図ることが望ましいということです。このゾーンは「水と緑を活かすゾーン」には含まれてはいないのですが、ぜひ緑を生かすという意味では、このゾーンの記述事項を配慮していただきたいと。これが1つ目になります。

2つ目が、敷地内の植栽は周辺の街路樹と一体的な検討が望ましいということです。当該敷地の周辺は緑の多い地区であることを踏まえ、敷地内の植栽は敷地外の街路樹と一体的なものと考え設計を行うことが望ましいとしております。なお、歩道通行者の見通しの確保も踏まえて検討するとよいということで、国道254号の歩道は先ほどご覧いただいたように非常に狭い状況です。狭い中で見通しも悪いというところがありますので、歩行者アプローチ動線と車の動線というもの、あるいは自転車との動線との錯綜、こういうものがトラブルにならないように、植栽に当たっては単に緑を増やすということだけではなくて、見通しということもぜひ踏まえてくださいというのが2つ目の内容でございます。

3つ目が、歩行者アプローチにゲート性を工夫するとよいということです。先ほど国道254号と県道105号線のクロスするところが歩行者のアプローチになるという話をしましたが、交差点の対岸側から見た状況からおわかりになりますように、非常にゲート性が演出できるポテンシャルを持っている場所です。左側の下に3つ並んでいる写真の右側が現状です。ここが入り口だとわかるようなシンボリックな木を1つ置くだけで、随分ゲート性が高まるであろうと思います。そこをポケットパーク的な空間で演出していくと、それこそ地域に開かれた警察署になっていくのではないかと思います。非常にこのゲート性は大事だということで3つ目の項目を設定させていただきました。

それと、4つ目、夜間の景観を意識するとよいということです。隣接する沿道の夜の歩行空間の安全性、快適性及び地域のランドマーク性という観点から、植栽を下からライトアップするなどの照明計画を考えるなど、夜間の景観を意識した設計とするとよいということです。先ほど福島県の警察署の例もお見せいたしました。ここは夜がかなり暗くなることが予想されましたので、歩行者の安全性ということと地域に開かれた公共施設というようなこ

とで、やはり光の演出もある程度考える必要があるというアドバイスでございます。

続いて、今度は建物それ自体に関するアドバイス事項になります。大きく4つございまして、1つは、庁舎や施設をデザイン的に関連づけるとよいということです。庁舎棟だけではなくて付属する庁舎や駐車場のサインなども含め、それらをデザイン的に関連づけるとよいということで、一つ一つバラバラに設計しないでくださいということです。

2つ目は、周辺のまちなみとの連続性に留意して色彩を検討するとよいということです。周辺の建築物は暖色系のものが多いので、建築物などの色彩は周辺のまちなみとの連続性に留意して検討するといいでしょうということです。また、色彩は材料によって見え方が異なるので、素材に応じた色彩設計を検討することが望ましいとアドバイスしております。たとえば塗装の場合、高明度色は晴天でまぶしく見えたり、汚れが目立ちやすかったりすると。また、コンクリート材かスチール材によっても、同じ色を用いても見え方がやっぱり異なってくるので、やはり材料の吟味というのは非常に重要であろうというご指摘をいただきました。

3つ目は、緑が映える外観を検討するとよいということで、周りが緑豊かな敷地、あるいは地域特性になっているものですから、その緑を潰さないような施設の色彩計画を考えてくださいというアドバイスです。

最後、4つ目は、周辺の主要視点場からの見え方を確認するとよいということです。建築物の意匠は周辺の主要視点場、先ほどご紹介した歩道橋上ですとか歩行者アプローチ空間、あるいは県道105号線等からの見え方を意識してファサードのデザインを検討するとよいということです。以上、8項目のアドバイスということになりました。

これらを踏まえまして、堀内会長と加藤委員は今日ご出席でございます、あとは山崎委員がご出席でございますので、何か補足等あれば、いただけたらと思いますが、いかがでございましょう。

○加藤委員 大丈夫です。以上です。

○堀内議長 アドバイス案を大変事務局にうまくまとめていただいて、特にありません。

○岡田委員 警察署という日常的にはあまり接点の少ない場所ですが、いろいろやっぱり考えることがあるなど実感いたしました。

私からは以上でございます。

○堀内議長 事務局から補足することがありましたら、お願いいたします。

○岡松主査 特にございません。

○堀内議長 ご質問等ありましたらお願いいたします。

特にないということでしょうか。

では、いろいろご説明をしていただいて内容の確認をしたということで、それについて特にご意見がないということで、概ねお配りしました「平成28年度埼玉県公共事業景観形成指針専門家アドバイス（案）基本設計段階」このとおりでよいと思われま。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○堀内議長 では、この案件もこれで終了ということにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了ということになります。ご協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

○（司会）和田主幹 その他としては、特に事務局からはございません。

本日は、堀内会長を初め、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございました。

これをもちまして、第49回埼玉県景観審議会を閉会といたします。

本日は長い時間まことにありがとうございました。気をつけてお帰り下さい。

午後 4時09分 閉会